

社会福祉法人たちばな会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな会（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）、評議員及び外部委員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤で職員を兼務する役員等の報酬については、職員給与規程に基づき支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表1に定める。

(職員給与との併給)

第4条 職員を兼務し給与の支給を受けている常勤役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、給与規程に基づく。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人はこの規定をもって、社会福祉法第 59 条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

	日額	年度総額
①評議員会への出席	6,000 円	126,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	42,000 円

(2)理事

	日額	年度総額
①理事会等会議への出席	6,000 円	144,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	24,000 円

(3)監事

	日額	年度総額
①監事監査、理事会、評議員会等への出席	6,000 円	132,000 円
②上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000 円	12,000 円
③上記の用務で3時間を超える場合	12,000 円	168,000 円

(4)外部委員

	日額
①評議員選任・解任委員会への出席	6,000 円

別表2における年度総額の計算根拠

評議員

①7名	×	1回(定時評議員会)	×	6,000円	=	42,000円	
7名	×	2回(臨時評議員会)	×	6,000円	=	84,000円	
						<u>計</u>	126,000円

②7名	×	1回(法人、施設業務回数)	×	6,000円	=	42,000円
-----	---	---------------	---	--------	---	---------

理事

①4名	×	3回(定例理事会)	×	6,000円	=	72,000円	
4名	×	3回(臨時理事会)	×	6,000円	=	72,000円	
						<u>計</u>	144,000円

②4名	×	1回(法人、施設業務回数)	×	6,000円	=	24,000円
-----	---	---------------	---	--------	---	---------

監事

①	2名	×	2回(監事監査2日)	×	6,000円	=	24,000円
	2名	×	1回(定例評議員会数)	×	6,000円	=	12,000円
	2名	×	2回(臨時評議員会)	×	6,000円	=	24,000円
	2名	×	3回(定時理事会)	×	6,000円	=	36,000円
	2名	×	3回(臨時理事会)	×	6,000円	=	36,000円
						<u>計</u>	132,000円

②	2名	×	1回(法人、施設業務回数)	×	6,000円	=	12,000円
---	----	---	---------------	---	--------	---	---------

③	2名	×	7回(指導監査等立会)	×	12,000円	=	168,000円
---	----	---	-------------	---	---------	---	----------

総計 648,000円